

“プラスチック製バスケット”
Carbon Footprint of Products- Product Category Rule of
“Plastic baskets”

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」(CFPプログラム)において、「プラスチック製容器包装」を対象とした CFP の算定・宣言のルールについて定める。

CFP の算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項」に基づいて、CFP の算定・宣言を行う。

2014. 2. 3 意見公募版

No.	項目	内容
1	適用範囲	この CFP-PCR は、CFP プログラムにおいて「プラスチック製バスケット」を対象とする CFP 算定および CFP 宣言に関する規則、要求事項および指示事項である。 なお、対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	プラスチック製バスケットの定義を“主としてプラスチックからなるバスケット”と広義に定義する。 容器包装を構成する素材のうち、最も重量の重い素材がプラスチックであれば、プラスチック製バスケットとみなす。 事業者および消費者向けのプラスチック製バスケットを対象とする。
2-2	機能	内容物を入れて持運ぶ、もしくは保持するもの。
2-3	算定単位 (機能単位)	販売単位とする。
2-4	対象とする構成要素	プラスチック製バスケットを構成する次の全ての構成物とする。 ・単一の樹脂などからなる単体・単層の素材、複数の同一または異種類の樹脂、などを複合・積層した素材、及び金属箔などの異素材と複合・積層した素材 ・構成に必須な、印刷インキ、コーティング剤、接着剤、その他これに類するもの ・機能性付与の目的で付属するバスケットの取っ手、ひも、その他これに類するもの
3	引用規格および引用 CFP-PCR	次の CFP-PCR を引用する。 ・PA-BB 紙製容器包装(中間財) ・PA-BC プラスチック製容器包装 ・PA-BD 金属製容器包装(中間財) ・PA-BE ガラス製容器(中間財) 以上の容器包装関連 CFP-PCR4 件をまとめて、以後「容器包装 CFP-PCR」と記述する。
4	用語および定義	この CFP-PCR で使用する用語および定義は次による。 ① プラスチック[JIS K 6900;1994 参考] 必須の構成成分として高重合体を含みかつ完成製品への加工のある段階で流れによって形を与え得る材料。 ② サーマルリサイクル 廃棄物を燃焼し、発生するエネルギーを熱または電力に利用する行為。温水、蒸気、電力として出力することが多い。エネルギー回収ともいう。
5	製品システム(データの収集範囲)	
5-1	製品システム(データの収集範囲)	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階
5-2	カットオフ基準およびカット	【カットオフ項目】

	トオフ対象	<p>次の項目は計上しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・複数年使用する資材の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷。ただし直接部門だけを切り出すことが困難な場合は間接部門を含んでもよい。 ・妥当なシナリオのモデル化ができない場合の使用・維持管理段階に係る負荷 ・土地利用変化に係る負荷 <p>【カットオフ基準の特例】 特に規定しない。</p>
5-3	ライフサイクルフロー図	<ul style="list-style-type: none"> ・附属書 A(規定)に一般的なライフサイクルフロー図を示す。CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。
6	全段階に共通して適用する CFP 算定方法	
6-1	一次データの収集範囲	<p>一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。</p> <p>なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。</p>
6-2	一次データの品質	特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	特に規定しない。
6-4	二次データの品質	特に規定しない。
6-5	二次データの収集方法	特に規定しない。
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】 特に規定しない。</p> <p>【配分の回避に関する規定】 特に規定しない。</p> <p>【配分の対象に関する規定】 特に規定しない。</p>
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 輸送量(または燃料使用量)に関して一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書 B(規定)のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 処理方法について一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。なお、容器包装 CFP-PCR の対象となるものについては、容器包装 CFP-PCR の廃棄物等の処理のシナリオを適用してもよい。</p>
6-8	その他	特に規定しない
7	原材料調達段階に適用する項目	
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>① 「原材料」の製造及び輸送に係るプロセス</p> <p>② 「容器包装」、「付属品」の製造及び輸送に係るプロセス</p>

7-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>① 「原材料」の製造及び輸送に係るプロセス</p> <table border="1" data-bbox="571 230 1442 546"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産サイトに投入される全ての材料の投入量</td> <td>一次</td> <td>「各構成要素」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>生産サイトに投入される全ての部品の投入量</td> <td>※1</td> <td>「各構成要素」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>上記材料及び部品の生産サイトへの輸送量</td> <td>※2</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 「容器包装」、「付属品」の製造及び輸送に係るプロセス</p> <table border="1" data-bbox="571 622 1442 1016"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産サイトに投入される容器包装の重量</td> <td>一次</td> <td>「各構成要素」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>上記容器包装の生産サイトへの輸送量</td> <td>※2</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>生産サイトに投入される付属品の重量</td> <td>一次</td> <td>「各構成要素」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>上記付属品の生産サイトへの輸送量</td> <td>※2</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 製品生産サイトへ投入される「重要な本体部品」の製造プロセスについては、本体部品製造サイトへ投入される各本体部品の各構成要素の量、および燃料、電力の投入量、影響度の大きい温室効果ガスの直接排出がある場合にはその排出量を一次データとして収集する。 ただし、電子部品の多くは社外から調達するケースが多く、その製造に係る詳細な一次データの収集が困難であることが少なくない。よって、社外から得られた製造に関する一次データの収集項目の網羅性が十分でない場合、かつその影響度が大きくないことを示せる場合には適宜二次データで補完することを認めるが、その内容については妥当性の検証の対象とする。また、製造に関する一次データの収集が困難な場合には、次の二通りの算定方法を認める。なお、適当な製造原単位が存在する場合には（ア）の方法を優先して算定を行うこと。</p> <p>（ア）各本体部品の製品生産サイトへの投入量（部品の重量や個数など）を一次データとして収集し、その投入量を活動量とした上で、これに本体部品の製造に係る負荷（製造原単位）を乗じて算定をおこなう方法 （イ）各本体部品を構成する素材重量を収集し、それぞれの素材の製造に係る負荷（製造原単位）と、素材加工負荷（加工原単位）を乗じて算定をおこなう方法</p> <p>※2 次の項目を一次データとして収集する。 [燃料法の場合] ・輸送手段ごとの「燃料使用量」 [燃費法の場合]</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	生産サイトに投入される全ての材料の投入量	一次	「各構成要素」 製造原単位	生産サイトに投入される全ての部品の投入量	※1	「各構成要素」 製造原単位	上記材料及び部品の生産サイトへの輸送量	※2	「各輸送手段」 輸送原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	生産サイトに投入される容器包装の重量	一次	「各構成要素」 製造原単位	上記容器包装の生産サイトへの輸送量	※2	「各輸送手段」 輸送原単位	生産サイトに投入される付属品の重量	一次	「各構成要素」 製造原単位	上記付属品の生産サイトへの輸送量	※2	「各輸送手段」 輸送原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																											
生産サイトに投入される全ての材料の投入量	一次	「各構成要素」 製造原単位																											
生産サイトに投入される全ての部品の投入量	※1	「各構成要素」 製造原単位																											
上記材料及び部品の生産サイトへの輸送量	※2	「各輸送手段」 輸送原単位																											
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																											
生産サイトに投入される容器包装の重量	一次	「各構成要素」 製造原単位																											
上記容器包装の生産サイトへの輸送量	※2	「各輸送手段」 輸送原単位																											
生産サイトに投入される付属品の重量	一次	「各構成要素」 製造原単位																											
上記付属品の生産サイトへの輸送量	※2	「各輸送手段」 輸送原単位																											

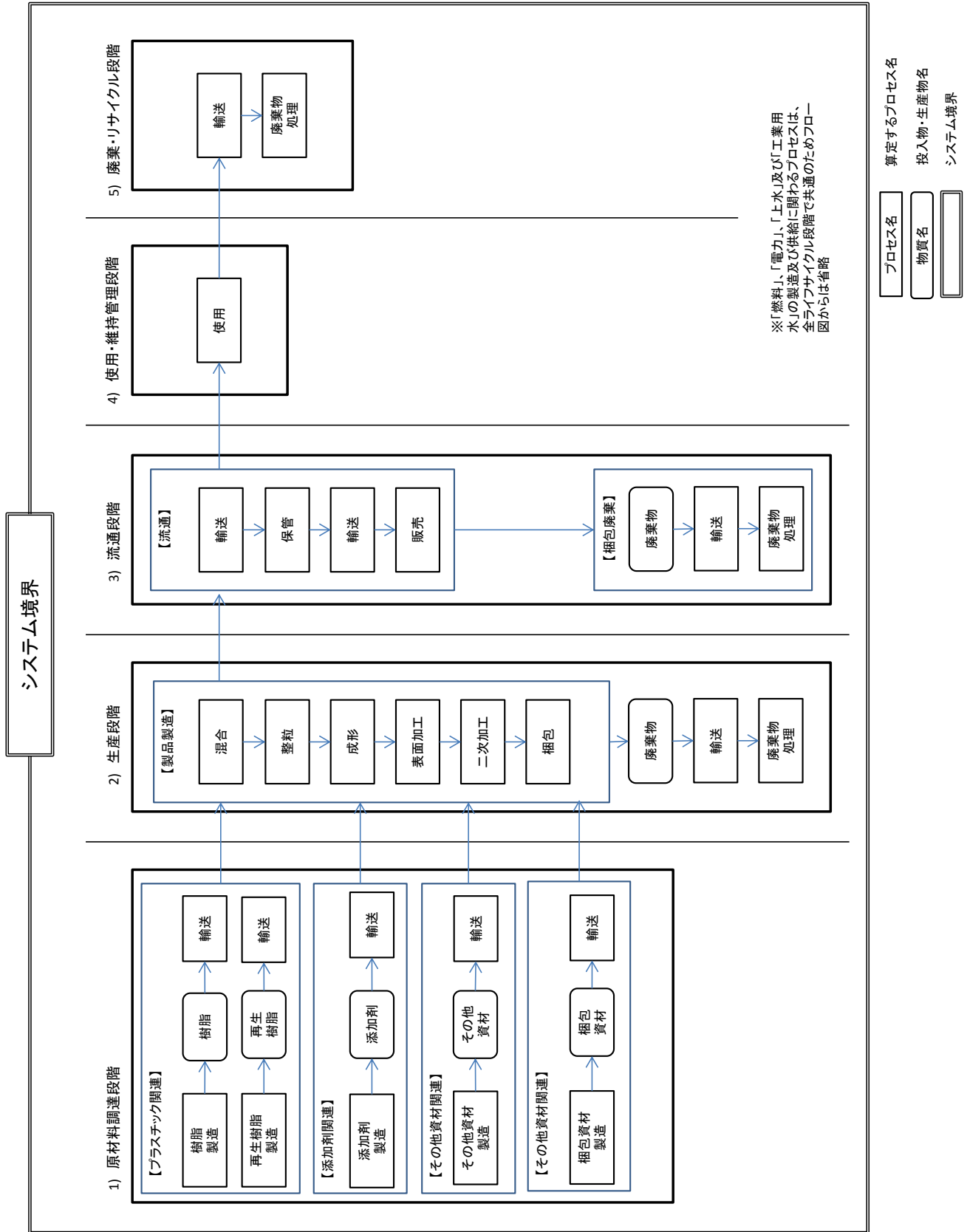
		<ul style="list-style-type: none"> ・輸送手段ごとの「燃費」 ・輸送手段ごとの「輸送距離」 [トンキロ法の場合] <ul style="list-style-type: none"> ・輸送手段ごとの「輸送重量」 																								
7-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。																								
7-4	シナリオ	特に規定しない。																								
7-5	その他	特に規定しない。																								
8	生産段階に適用する項目																									
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	① プラスチック製バスケットの製造、検査、梱包などに係るプロセス(製造サイト間の輸送を含む)。 ② 各プロセスからの廃棄物などの輸送、適正処理に係るプロセス。																								
8-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。 ① プラスチック製バスケットの製造、検査、梱包などに係るプロセス(製造サイト間の輸送を含む)。 <table border="1" data-bbox="564 831 1437 1108"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「水」、「燃料」、「電力」の製品生産プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「水」、「燃料」、「電力」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>製造サイト間における輸送量</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> ② 各プロセスからの廃棄物などの輸送、適正処理に係るプロセス <table border="1" data-bbox="564 1227 1437 1738"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」のうち化石資源由来成分 焼却処理の量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各化石資源由来成分」 燃焼原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」のうち生分解性の有機物成分 の埋立処理の量</td> <td>一次または シナリオ</td> <td>「各有機物成分」 嫌気性分解原単位</td> </tr> </tbody> </table> ※1 輸送量(または燃料使用量)については、7-2に順ずる。	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「水」、「燃料」、「電力」の製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」、「燃料」、「電力」 処理原単位	製造サイト間における輸送量	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「廃棄物等」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「廃棄物等」のうち化石資源由来成分 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分」 燃焼原単位	「廃棄物等」のうち生分解性の有機物成分 の埋立処理の量	一次または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																								
「水」、「燃料」、「電力」の製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」、「燃料」、「電力」 処理原単位																								
製造サイト間における輸送量	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																								
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																								
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位																								
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																								
「廃棄物等」のうち化石資源由来成分 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分」 燃焼原単位																								
「廃棄物等」のうち生分解性の有機物成分 の埋立処理の量	一次または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位																								
8-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。																								
8-4	シナリオ	【輸送に係るシナリオ】 生産段階における輸送は附属書B(規定)に順ずる。																								

		<p>【生産段階から発生する廃棄物処理のシナリオ】 “サーマルリサイクル”については、“焼却処理”と同じ扱いとし、輸送および焼却処理に係る GHG 排出量を算定する。 一次データの収集が困難な場合は、以下のシナリオを使用してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙くずは焼却処理 100 % ・金属くずはリサイクル 100 % ・廃プラスチック、廃インク、廃溶剤などは焼却処理 100 % 												
8-5	その他	特に規定しない。												
9	流通段階に適用する項目													
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>① 「出荷品」の輸送、保管プロセス</p> <p>「出荷品」の輸送プロセスは、生産サイトから保管場所までの輸送プロセスと、保管場所からユーザまでの輸送プロセスの両方とする。</p>												
9-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①「出荷品」の輸送、保管プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「出荷品」 輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>出荷品の保管プロセス</td> <td>一次</td> <td>保管に係る原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」 「廃水」 ※2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量(または燃料使用量)については、7-2 に順ずる。 ※2 廃棄物等および廃水については、8-2 に順ずる。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「出荷品」 輸送量(または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位	出荷品の保管プロセス	一次	保管に係る原単位	「廃棄物等」 「廃水」 ※2		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
「出荷品」 輸送量(または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位												
出荷品の保管プロセス	一次	保管に係る原単位												
「廃棄物等」 「廃水」 ※2														
9-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。												
9-4	シナリオ	<p>【廃梱包材の処理のシナリオ】 廃梱包材の廃棄・リサイクルの処理内容のデータを入手することが困難な場合は、次のシナリオを利用して計上してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> a)段ボールはリサイクル 100 % b)他の廃梱包材は、焼却処理 100 % 												
9-5	その他	特に規定しない。												
10	使用・維持管理段階に適用する項目													
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	特に規定しない。												
10-2	データ収集項目	特に規定しない。												
10-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。												
10-4	シナリオ	特に規定しない。												
10-5	その他	特に規定しない。												
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目													
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス												
11-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス</p>												

		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
		「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 原単位
		「使用済み製品」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位
		「使用済み製品のうち化石資源由来成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分 焼却」 原単位
		「使用済み製品のうち有機物成分」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位
		※1 輸送量(または燃料使用量)については、7-2 に順ずる。		
11-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。		
11-4	シナリオ	<p>【廃棄・リサイクルシナリオ】</p> <p>一次データの収集が困難な場合は次のシナリオを用いて算定してもよい。</p> <p>a) 廃棄・リサイクルの処分比率は次の割合に準じて算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却 :62 % ・埋め立て :16 % ・リサイクル :22 % <p>ただし、消費者向けに供給されるプラスチック製バスケットの廃棄・リサイクル段階は、次の比率に準じて算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却 :92 % ・埋め立て : 3 % ・リサイクル : 5 % <p>b) 焼却時に樹脂由来で発生する GHG 排出量は、含有炭素量から算定する。算定例は“附属書 E 焼却による廃棄物由来の GHG 排出量”を参照する。</p>		
11-5	その他	特に規定しない。		
12	CFP 宣言方法			
12-1	追加情報	特に規定しない。		
12-2	登録情報	特に規定しない。		
12-3	その他	特に規定しない。		

附属書 A：ライフサイクルフロー図（規定）

A.1 プラスチック製バスケットのライフサイクルフロー図（事業者向け及び消費者向け共通）



附属書B：輸送シナリオ（規定）

B1. 一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

ライフサイクル段階	設定シナリオ		
原材料調達段階 (原材料調達の輸送)	陸送のみの国内輸送	国内海運 (製造サイト→ 製造サイト)	<輸送手段>10トントラック <輸送距離>500 km <積載率>25%
	海運が伴う国内輸送	国内陸運 (製造サイト→ 港)	<輸送手段>10トントラック <輸送距離>100 km <積載率>25%
		国内海運 (港→港)	<輸送手段>コンテナ船(4,000 TEU 以下) <輸送距離>1,500 km
		国内陸運 (港→製造サ イト)	<輸送手段>10トントラック <輸送距離>100 km <積載率>25%
	国際輸送を伴う場合	海運が伴う国内輸送と同一とし、海運距離のみ港間の航行距離を用いる	
生産段階 (廃棄物の輸送)	陸送のみの国内輸送	国内海運 (製造サイト→ 製造サイト)	<輸送手段>10トントラック <輸送距離>500 km <積載率>25%
	海運が伴う国内輸送	国内陸運 (製造サイト→ 港)	<輸送手段>10トントラック <輸送距離>100 km <積載率>25%
		国内海運 (港→港)	<輸送手段>コンテナ船(4,000 TEU 以下) <輸送距離>1,500 km
		国内陸運 (港→製造サ イト)	<輸送手段>10トントラック <輸送距離>100 km <積載率>25%
	国際輸送を伴う場合	海運が伴う国内輸送と同一とし、海運距離のみ港間の航行距離を用いる	
	廃棄物輸送 (製造サイト→処理施設)	<輸送手段>4トントラック <輸送距離>片道100 km <積載率>25%	
流通段階	国内の場合	国内陸運 (生産サイト→ 物流倉庫)	<輸送手段>10トントラック <輸送距離>500 km <積載率>25%
		国内陸運 (物流倉庫→ 店舗)	<輸送手段>2トントラック <輸送距離>50 km <積載率>25%
		国内陸運 (生産サイト→ 店舗)	<輸送手段>4トントラック <輸送距離>100 km <積載率>25%
	海外の場合	海外陸運 (生産サイト→ 生産国の港)	<輸送手段>10トントラック <輸送距離>500 km <積載率>25%
		海外海運 (生産国の港 →国内の港)	<輸送手段>コンテナ船(4,000 TEU 以下) <輸送距離>港間の航行距離

		国内陸運 (国内の港→ 物流倉庫)	<輸送手段>10トントラック <輸送距離>500 km <積載率>25%
		国内陸運 (物流倉庫→ 店舗)	<輸送手段>2トントラック <輸送距離>50 km <積載率>25%
廃棄・リサイクル段階	廃棄物輸送 (ごみ集積所→処理施設)		<輸送手段>2トントラック <輸送距離>50 km <積載率>25%

B2. 輸送シナリオの考え方については、附属書C（参考）に示す。

附属書C：輸送シナリオ設定の考え方（参考）

このCFP-PCRで適用されるシナリオ設定の考え方をC.1～C.3に示す。

C.1 輸送距離

a) 国内輸送の場合

一次データ収集のインセンティブが得られるよう、平均的な距離ではなく、ありうる長めの輸送距離を設定した。

- 1) 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50km
“考え方” 県央から県境までの距離を想定
- 2) 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100km
“考え方” 県境から県境までの距離を想定
- 3) 県間輸送の可能性がある輸送の場合：500km
“考え方” 東京、大阪間程度の距離を想定
- 4) 製造サイトから消費地までの輸送で、消費地が特定地域に限定されない場合：1000km
“考え方” 県本州の長さ1600kmの半分強

b) 海外からの輸送の場合

- 1) 生産サイトから生産国の港までの輸送：500km
“考え方” 州央から州境までの距離を想定
- 2) 生産国の港から日本の港までの輸送
港間の航行距離を用いる

C.2 輸送手段

a) 国内輸送の場合

モーダルシフトなどによる輸送CO₂削減対策などのインセンティブが得られるよう、トラック輸送を想定。

b) 海外からの輸送の場合

- 1) 生産サイトから生産国の港までの輸送：10 トントラック
- 2) 生産国の港から日本の港までの輸送：コンテナ船（4000TEU以下）

C.3 トラックの積載率

積載率が不明な場合は“ロジスティクス分野におけるCO₂排出量算定方法共同ガイドライン Ver.3.0（経済産業省・国土交通省、平成19年3月）”を参考に、体積に対しての物理量（重量）比が高い原材料やロール製品などの積載率は高く（62%）設定し、その他一般製品の積載率は25%とした。

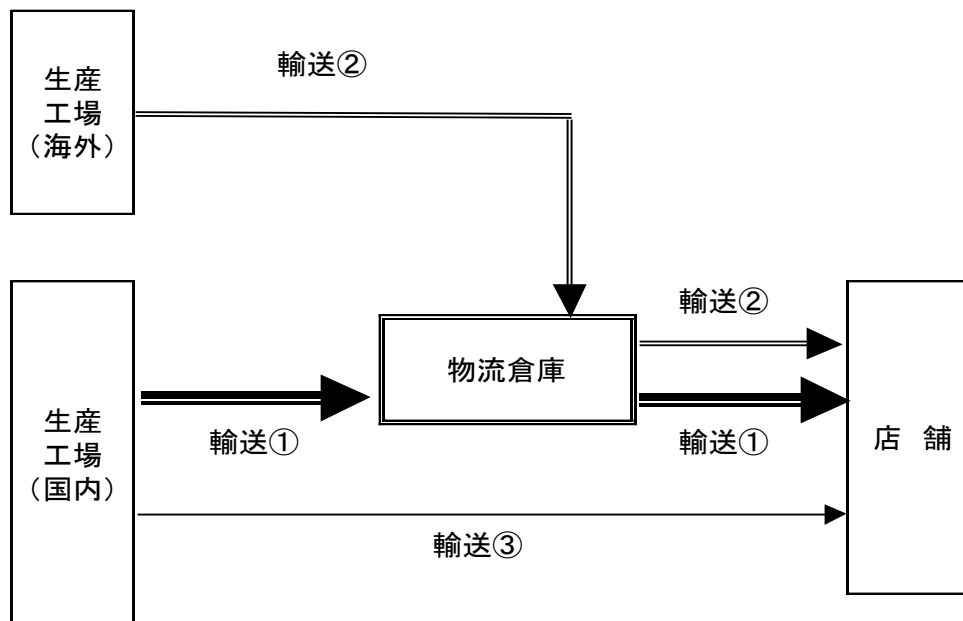
附属書D：消費者向けプラスチック製バスケットの流通段階における輸送シナリオ設定の考え方（参考）

このCFP-PCRで適用されるシナリオ設定の考え方を次に示す。

D.1 輸送ルート

輸送するルートは3ルートとする。

- a) 国内生産サイトから国内物流倉庫を経由して店舗に輸送：輸送①
- b) 海外生産サイトから国内物流倉庫を経由して店舗に輸送：輸送②
- c) 国内生産サイトから直接店舗に輸送：輸送③



図D.1—消費者向けプラスチック製バスケットの流通プロセスの代表的フロー

D.2 輸送距離、手段、積載率

“附属書C：輸送シナリオ設定の考え方（参考）”と同様。

附属書 E：焼却による廃棄物由来の GHG 排出量の考え方

焼却処理にかかわる GHG 排出量の原単位は、廃棄物焼却のために投入される燃料燃焼の GHG 排出量であるため、廃棄物中の含有炭素由来の GHG 排出量については別途算定し加算する必要がある。

樹脂の燃焼により CO₂以外の温室効果ガスは発生しないとみなし、樹脂中の炭素含有量から算定した CO₂排出量を GHG 排出量とする。

次に、樹脂中の炭素含有率および算定例を示す。

a) 炭素含有率例

PP：85.7%、PE：85.7%、PS：92.3%、PVC：38.4%、PET：62.5%

ただし、不明な場合は過小評価を避けるため PS の 92.3%を用いること

b) 算定例

PP 樹脂 10g を焼却した場合

焼却による廃棄物由来の GHG 排出量： $10\text{g} \times 85.7\% \times 44 \div 12 = 31.4\text{g-CO}_2\text{e}$